

◆1975年10月29日第3種郵便物認可 毎月1回20日発行◆

# 関西労災職業病 4月号

(通巻第84号)

関西労働者安全センター

1981.4.20 発行

大阪市大淀区本庄東3-10-11三和ビル22号室

☎06・374・2991

郵便振替口座 大阪 315742

100円

〈岩佐原発被曝訴訟判決特集号〉

- 81春闘に思う(主張にかえて) ..... 1  
全港湾大阪支部/華川万吉(安全センター副議長)
- 新シリーズ/『職場の安全衛生を考える』への  
ご協力を ..... 2  
第1回 住友電工(大阪)
- 連載/80年代医療の動向と我々の任務(第3回) ..... 3  
労災職業病研究会/医師 松浦良和
- 前線から(ニュース) ..... 10
- 学習のページ/病気の原因と治療(その4) ..... 15  
頸肩腕障害(中)  
——松浦診療所/医師 新井等和
- 岩佐訴訟/3・30 不当な政治判決に抗議のデモ ..... 17
- 岩佐訴訟がつきつけたもの ..... 19  
関西労働者安全センター常任/桑原 泰

●3月の新聞記事から/9



# マイホームより公営住宅を—主張にかえて—

## 命と健康を守る闘いの重要性

全港湾大阪支部  
(関西労働者安全センター副議長)  
華川万吉

第一次石油ショックから世界的な経済成長の鈍化に応じて、日本に於ける資本の減量経営政策は、その極に達するとと共に独占、大資本の利益と内部留保は史上最高といわれているが、その裏で労働者の命は縮められ、健康は害される労災、職業病は

にのぼるのであり、労働者の命と健康は危機にさらされ、現場で働く労働者は明日は我身と恐怖におちいつていて。

この事は連敗してきた春闘と比例して進行するのであり、労働組合が安全衛生闘争をさぼつてはいる事からきており、低額の物価上昇にも満たない賃金引上げを得るための闘いで安全衛生闘争を忘れていたのである。

賃金を得るために、生活をよくするためにと称して労働者の命と健康を守る闘いがなされず八一春闘もそのバターンから脱する事なく春闘終結に向つてはいるのである。労働者が健康で働き続ける権利を忘れてはいる事は重大な内容を含んでいるものであり、

春闘を命と健康を守る闘いを中心構築する事こそが連敗から脱する道である事を肝に銘じるべきである。

その事は労働者であると共に人間として生き続ける事を基本とした階級的・思想の高揚を図る事こそが春闘でもっとも闘うべき課題と考えるものである。

このような春闘の構築をするために労働者の中産階級的思想を排する運動、すなわち資産をもつ考え方を除去することであり、マイホームよりも公営住宅の大量建設を闘い、マイホームよりも生活に合った公営交通の利用等を生活の常態化とする運動を強化すると共に日先の錢にのみとらわれるのでなく(物価上昇にも満た

おのれ賃上げが精一ぱいであるから) 命があり、健康であつてこそ働き続けられる事を今一度考えなければならぬ。極端に表現すれば、賃上げのみに集中し、闊く取った賃上げを

マイホームやマイカー・レジャー等についやし独占資本の張ったワナにまんまと引っかかるおり、中小零細企業に働く労働者は益々独占資本のドレイ化し、更に命を失ない健康

を害される事となつてゐるのであるから大膽な発想の転換を図る春闘にしなければならない。

# 新シリーズ 職場の安全衛生運動への御協力をよ頼いします

機関誌編集部

安全センターでは、次号機関誌(No.

八五)より、新しいシリーズ「職場の安全衛生を考える(仮称)」をスターントすることになります。

安全衛生の問題は一方で労災職業病闘争という形で、労働者、労働組合の闘ひとして進められていますが、他方では、ゼロ災害運動、乙D運動、体力増強運動、危険予知能力向上運動など、安全衛生に名をかりた資本による労働者しめつけの道具を使われているところも現実であると思

我々はよく「自分の健康は自分で守る運動」ということを主張しますが、資本もよく似たことを言つていいます。我々が主張するのは、会社や医者に自分の健康を守つてもらうとします。労働者にとっての正しく安全衛生問題のとらえ方について考えていくべきを

分で言いややすい面があるのです。新しいシリーズでは、各職場の労働者にとつての正しく安全衛生問題のとらえ方について考えていくべきと思ひます。各位の御協力を訴える次第です。

いう意味でのものですが、資本が同じことを言えば全く逆の意味になります。すなわち、「あなたが不健康

投稿も歓迎します

結果となる危険性が高い。



### (3) 医療供給体制

#### の動向

この面における政府の攻撃は、一九七〇年頃を境にして徐々に転換しつつある。一つは、新設医大を次々と認可することにより、年間医師供給数を一挙に三倍近くに増やそうとしていることであり、もう一つは、開業医切り捨て、私的大病院依存を一層強めつつあることである。

#### ① 医師供給数の激増

戦争中、軍医の養成のため四年制

医專を急造し医師を粗製乱造したが、戦争後はこの反動もあり、又医師会の圧力も加わって、医師供給数はほとんど増えずさえおかれてきた。しかし、郡部での無医村の激増や、都市部での救急医療の荒廃などを契機に深刻な医師不足が呼ばれるようになり、医師の増加を行うことは避けられなくなつた。しかし政府は、この医師養成を中心として私立医大によつてまかなく方針を打ち出し、一九七二年頃より急激に私立医大の新設ブームが起つた。周知のように、この新設医大は、法外な寄付金や入学会金をとり、開業医や高額所得者の子弟に、医師養成の道を拓くためのものであり、結局は医療の荒廃と當利化への道を更に露骨におし進める

政府は、目的別医大を意図的に設立してきた。最も露骨におし進められたのは防衛医大であり、軍医養成という極めてはつきりした目的をもつて設立された。その後、自治医大が無医村対策のためという名目で設立され、更にその後、産業医大が産業医の養成のためといふ名目で設立されてゐる。産業医大については、この間の労災職業病に対する労働者側からの攻撃に対抗して企業側にたつて産業医の養成という目的がこめられているのは明白である。これらの目的別医大の特徴は、いづれも内実は国立医大であるにも関わらず、形式的には法人立の私立医大で、授業料なども私立医大並に高額になつてゐる。しかも、この授業料などは奨学金の貸与により、相殺される仕組になつており、この奨学金が六年間でばく大な金額となるが、卒後何年間か軍医や、無医村勤務や、産業医をやれば全額免除にするといつた露骨

な金でしばるやり方をとつてゐることにある。

以上述べた医大とは別に、一県一医大構想の下に各県に単科医大が新設されているが、この医大の特徴は、各県に既に存在している国公立の総合大学とは別に作られていることがあるが、これは、一つは学生運動対策ともう一つは財源的に、地方自治

体からの持ち出しを大幅に要求できるためである。ここでも受益者負担の名目の中、政府は徹底的に財源を出ししぶつてゐる。

この間の政府の医師養成政策は、一言でいえば、政府にとって安上りの医師養成と、政府独占資本にとって必要な目的別医師養成にある。若年医師の急増により医師過剰時代のままでゆけば、数年後には、卒後

が必至になるだろうといわれているが、それに伴い、私立病院を中心とした増築増床再編成も急激に進行し、

くことが充分予想される。この状況は、若年医師や医学生自身の意識の変化をひきおこし、学生運動の現在の停滞の大きな原因になつてきていて、この点については、後の若年が激化し、医療分野においても利潤追及をめざした合理化が進行していくことが逆転し、医療機関の間での競争が激化し、医療分野においても利潤

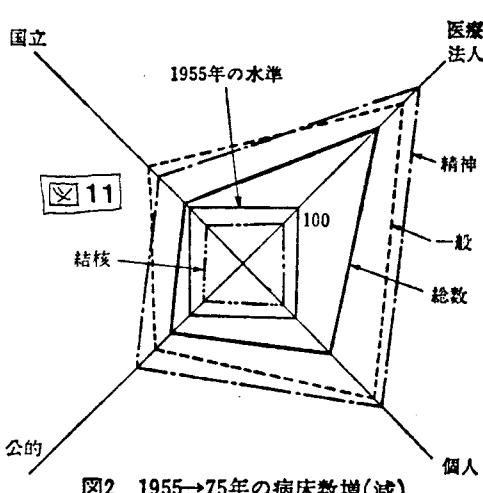
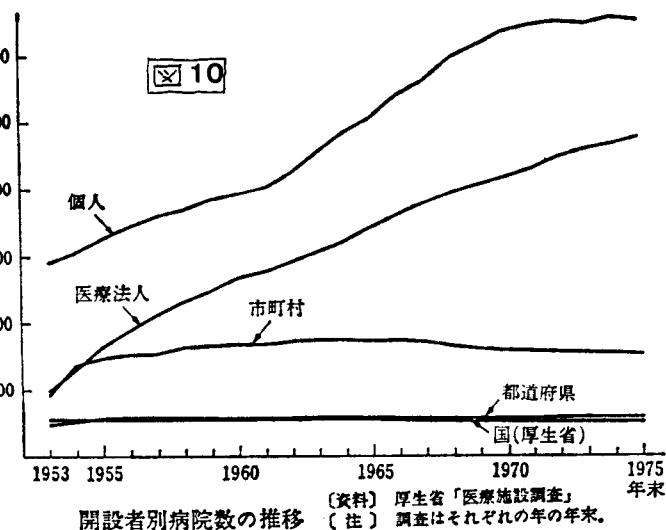


表5 病院数(種類別)の推移

	1953年	1955	1960	1965	1970	1975	1975	1975
							1953	1960
総 数	4340 (100)	5119 (100)	6094 (100)	7047 (100)	7974 (100)	8294 (100)	1.91	1.36
精神病院	185 (4.3)	260 (5.1)	506 (8.3)	725 (10.3)	896 (11.2)	929 (11.2)	5.02	1.84
結核療養所	535 (12.3)	676 (13.2)	595 (9.8)	340 (4.8)	160 (2.0)	87 (1.0)	0.16	0.15
らい療養所	13 (0.3)	14 (0.3)	14 (0.2)	14 (0.2)	14 (0.2)	16 (0.2)	1.23	1.14
伝染病院	84 (1.9)	73 (1.4)	58 (1.0)	46 (0.7)	35 (0.4)	27 (0.3)	0.32	0.47
一般病院	3523 (81.2)	4096 (80.0)	4921 (80.8)	5922 (84.0)	6869 (86.1)	7235 (87.2)	2.05	1.47
総合病院 (再掲)			477 (7.8)	639 (9.1)	783 (9.8)	829 (10.0)		1.73

(資料) 厚生省「医療施設調査」 (注) 調査はそれぞれの年の年末(以下同様)

医師の動向の項で詳述したい。

## ② 公的病院の停滞減少と

### 私的病院の急増

図10に示すように、国や都道府県、市町村立病院の数は一貫して横ばいを続けている。特に市町村立病院に

ついては、昨今の財政赤字のあおりを受けて閉鎖になるところも出てきて、むしろ減少傾向さえ示している。

それに比し、個人立や法人立の私的病院は一貫して増加してきており、特に最近は、個人立病院の頭打ち傾向に対し、法人立病院の伸びが著しい。

全く同様の傾向がベット数の変化についても起っていることを図11に示している。特に国立病院については、二〇年間にその病床数ではほとんど増加せず、結局は、従来の結核病床を、精神病床や一般病床に変更しただけという驚くべき停滞ぶりである。

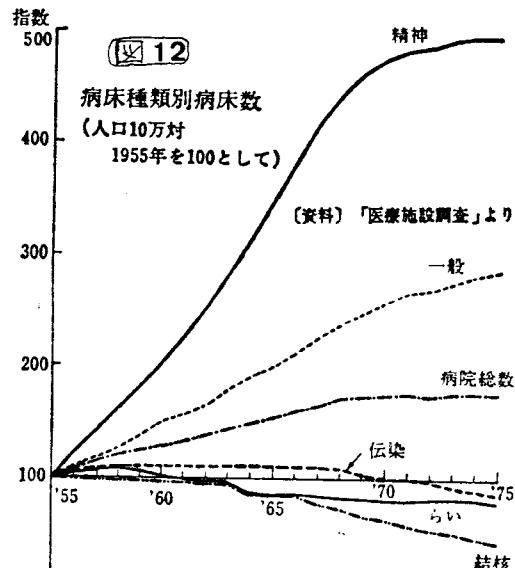


表6 精神病院数の推移 ( )内 %

	1953年	1955	1960	1965	1970	1975
総 数	185 (100)	260 (100)	506 (100)	725 (100)	896 (100)	929 (100)
国	4 (2.2)	4 (1.5)	4 (0.8)	3 (0.4)	3 (0.3)	4 (0.4)
都道府県	19 (10.3)	28 (10.8)	30 (5.9)	31 (4.3)	33 (3.7)	36 (3.9)
市町村	4 (2.2)	4 (1.5)	5 (1.0)	8 (1.1)	9 (1.0)	10 (1.1)
医療法人	32 (17.3)	67 (25.8)	204 (40.3)	328 (45.2)	425 (47.4)	456 (49.1)
個 人	99 (53.5)	117 (45.0)	207 (40.9)	286 (39.4)	348 (38.8)	346 (37.2)

〔資料〕 厚生省「医療施設調査」

〔注〕 国立の精神病院はすべて厚生省所管である。

身をみてみると、表5に示すように、一般診療所の増加率は病院総数の増加率より低いこと、その病院の中でも特に300床以上の大病院の増加が著しいことがわかる。中でも、精神病院の増加はすさまじいものがある。

今までも一貫して治安維持対策上常に特別に重要な疾病であることは間違いない。政府独占資本のこの疾患に対する対策は、一貫して収容所医療であった。しかも国公立病院に収容するのではなく、最も劣悪な医療内容をもつ私的病院に隔離収容する方針をとった。そのため措置入院制度を一九五〇年に導入したのに統一された。しかし今後も保安処分新設策動にみられる治安対策、更には階級闘争弾圧のための手段に利用しようとしている。特別に重要な疾病であることは間違いない。政府独占資本のこの疾患に対する対策は、一貫して収容所医療であった。しかも国公立病院に収容するのではなく、最も劣悪な医療内容をもつ私的病院に隔離収容する方針をとった。そのため措置入院制度を一九五〇年に導入したのに統一された。しかし今後も保安処分新設策動にみられる治安対策、更には階級闘争弾圧のための手段に利用しようとしている。

き、その財源として国庫負担制度を

一九六〇年に大幅に拡充したが、こ

の制度の導入に伴い、一举に私立病

院が精神病院に進出し始めた。

図12と表6に示すように、一九六

〇年を境に、急激に私立精神病院が

増加し始めている。一方では、国公

立精神病院は微増にとどまり、特に

国立病院は一時減少さえしている。

同様の傾向は、表7に示す入院患者

数の推移によつても明らかであり、

一九六一年より措置入院患者数が激

増している。このことを財源的に裏

づけているのが表8に示す措置入院

費の推移であり、一九六〇年を境に

措置入院費が一〇倍に膨れ上つていいかも明らかであろう。

結局、政府は、精神病院を私立病

院にやらせるために露骨な利益導入を行つたのである。この利益導入を行つたために、精神病床についての従

業員数の規定を一般病床と比し大幅に低下させた。その結果、表9に示

すように、私立病院については一般

病床に比し、実に二分の一の従業員

数しか配置されていない、正に収容

所と化してしまつたのである。

(この制度の甘みを徹底的に吸いつ

くして急成長したのが、悪名高い十全会病院である)

この精神病院と同じ傾向が、救急

病院にも認められる。極めて公共性

の高い救急医療やへき地医療は本来

公共医療機関がその任にあたるべき

であるが、この面でも、私的病院依

存がはなはだしい。表10に示すよう

に、この面でも国立病院の立ち遅れ

は目に余るものがある。これも、救

急医療が交通事故の激増に伴い、も

うけの上の分野として私立病院の進

出が行なわれ、行政がこれを追認し

認可をしていったのである。この結

表7 年次別措置率

年次	入院患者数A	措置患者数B	措置率B/A%
1955	44 682	6 551	14.7
1958	73 202	9 663	13.2
1959	83 572	10 791	12.9
1960	94 810	11 688	12.3
1961	106 345	30 012	28.2
1962	129 836	47 036	36.2
1963	147 990	53 925	36.4
1964	165 697	62 190	37.5
1965	183 260	65 370	35.7
1970	250 328	76 532	30.6
1975	278 793	63 888	22.9

〔原注〕 1955-60年は「衛生行政業務報告」。  
他は「病院報告」。

〔出典〕 仙波恒雄・元野徹春「精神病院そ  
の医療と現状と限界」。

表8 措置入院費・推移(億円)

年度	措置入院(1)			精神病院 整備費 補助金(2)
	総額	都道府 県負担	國庫負担	
57	12億円	6	6	1.5
60	18	9	9	3.6
65	196	157	39	2.0
70	438	351	87	

〔注〕 (1)措置入院費は当初予算額(医療費のみ)秋元波留夫「国立精神療養所の現状と将来」、病院33(6)より。  
(2)「決算書」(国会)より。

表9

一般病院・精神病院の従事者数  
(100床あたり、開設者別)

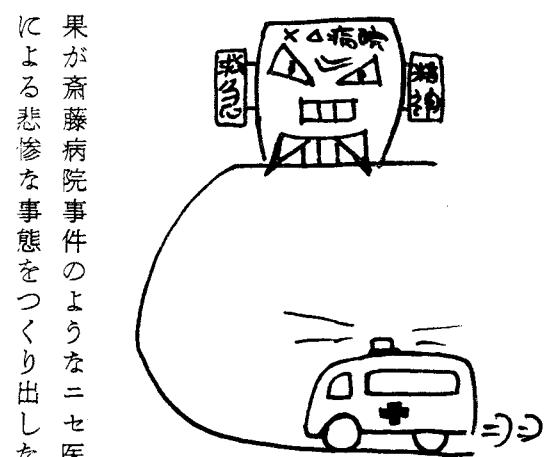
	総数	国(厚生省)	都道府県	市町村	医療法人	個人
一般病院	74.7	49.1	82.4	71.8	65.9	70.0
精神病院	37.2	41.1	53.1	47.0	35.9	36.7

〔資料〕 厚生省「医療施設調査」。

くして急成長したのが、悪名高い十全会病院である)

この精神病院と同じ傾向が、救急病院にも認められる。極めて公共性の高い救急医療やへき地医療は本来あるが、この面でも、私的病院依存がはなはだしい。表10に示すように、この面でも国立病院の立ち遅れは目に余るものがある。これも、救急医療が交通事故の激増に伴い、もうけの上の分野として私立病院の進出が行なわれ、行政がこれを追認し認可をしていったのである。この結

しかし最近は、精神病や交通事故の面において既に一定の頭打ち傾向が現われ出したことと、余りの実態に、世論の批判が集中するに及び、以前ほどの甘みがなくなつてきました。頭打ちとなつてきた。それに代つて登場したのが老人病院であり、この動向を十全会はす早く察知して既に老人収容所へと変ぼうをとげてしまつている。そして一般病院が最近特に増床、新築を盛んに行いだしたのである。



果が斎藤病院事件のようなニセ医者による悲惨な事態をつくり出したのである。

も、外来よりもむしろ入院ベットの方が利潤追求がやりやすくなるという今後の医療政策の動向を先読みしているのである。政府は今までと同様、このような利益導入による私立大病院育成策をより露骨にとることによって、国公立の病院の増設を一切行なわず、医療の営利化を一層おし進める方向に動いている。

#### ④ 開業医切り捨ての進行

既に述べてきたように、今後私的

表 10

	救急病院数の推移(開設者別)				( )内%
	1962年	1965	1970	1975	
総 数	862 (100)	1827 (100)	2720 (100)	2822 (100)	3.27
国	36 (4.2)	66 (3.6)	94 (3.5)	92 (3.3)	2.56
自治体	121 (14.0)	269 (14.7)	392 (14.4)	443 (15.7)	3.66
医療法人	242 (28.1)	504 (27.6)	795 (29.2)	866 (30.7)	3.58
個 人	266 (30.9)	650 (35.6)	1,007 (37.0)	990 (35.1)	3.72
医療法人 +個人	508 (59.0)	1,154 (63.2)	1,802 (66.2)	1,856 (65.8)	3.65

(資料) 厚生省「医療施設調査」

表 11

医療改定時のアップ率(1970年以後) %

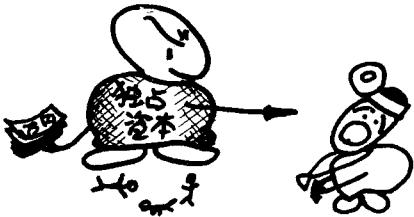
	医 科 全 体 病 院	歯 科	合 計
1970年 2月	8.8 甲11.3 乙11.0	9.7 乙 6.8	—
1972年 2月	13.7 名目19.0 実質17.5	16.2 20.0 19.5	13.7 19.9 19.8
1974年 2月	16.0 9.0	18.2 10.0	13.1 8.1
1974年10月	16.0	18.2	13.1
1976年 4月	9.0 名目11.5 実質 9.3	10.0 12.0 10.2	8月 9.6 10.8 8.3
1978年 2月	11.6 9.6	12.7 12.5	11.6 9.6

(注) 医科全体、歯科、合計のデータ、および1974年以後の病院、診療所のデータは、厚生省公式発表のもの。その他のデータは、「社会保険旬報」等の雑誌による。

大病院化が進行すると共に、一般開業医の切り捨てが進行していくことはまず間違いないところである。表 11 に示すように、一九七二年の医療費改定以来、点数表操作にとづく病院への傾斜配分が行なわれた。これはその後も強化され、特に七八年二月の改定では、薬価の引き下げや、薬価の銘柄別収載の導入などにより、開業医ではむしろ実質収入が減少したところも多く出たといわれるほどである。

又、一昨年の税制改革の目玉とされた医師優遇税制の廃止にみられるよう、最近は、政府のマスコミ操作により、不公平税制の矛先をたぐみに「開業医のもうけすぎ」に転化させ、真の不公平税制の元凶である大独占の法人税については、一切暴露させずすませた。政府独占資本にとって、今や開業医層は、選挙の際の一定の集票機能としての一定の評価はするものの、根本的には切り捨てる方向に動きつつある。

(つづく)



# 浦中西岡駅業病裁判勝利報告集会

主催：兵庫県社会福祉労働組合

5月7日 P.M.6:30 於：西宮勤労会館

(阪神西宮東口、国鉄西宮、各駅より徒歩5分)

——本誌、「前線から」参照——

## パンフレット

B5版 44頁

額面300円

編集発行：植田マンガン労災訴訟を支援する会

# 黒工場からの告発

— 植田マンガン被災労働者の闇い —

目次

- ① 植田マンガン斗争の歩み  
— 訴訟に至るまで —
- ② 公判斗争  
— 壱き出された、植田の非人道性と  
国の怠慢行政 —
- ③ 植田・労基への直接斗争  
— 粘り強い斗争と広がる運動 —

事務局：大東市御領1の1の18木野茂方(TEL)0720(71)2271 センターでもとりあつかひます。

# 3月の新聞記事がら

3 11	3 10	3 9	3 6	3 3	3 2	3 1
全国出稼組合連合会が大阪市で第一七回全國出稼者西日本大会を開催	大阪駅ビル作業員ダンプにひかれ死亡、ビル工事現場は労災死亡事故はこれで二件目	ロボトミー違法判決(名古屋地裁) ロボトミー訴訟の判決は、去る五三年九月の札幌地裁に次いで二番目でいずれも原告、患者側の勝訴となつた	原発誘致窪川町長のリコール成立   自民党は今後のエネルギー政策を進めようとして試金石とみていた今回の選挙に敗れ強い衝撃を受ける	舞鶴労働基準監督署長、収賄で逮捕   基層幹部の不祥事が各地で相次いでおり、“産業界のお目付け役”の姿勢が問われる	矢田事件逆転で有罪	神戸港でリペリアの貨物船がコンテナを荷降ろし中、クレーンを支えている鋼鉄製の主柱が折れ甲板に落ちる
園田厚相、老人保健法案要綱を諮問	大阪市西淀川区の鋳物工場で公害防止用集じん装置の内部を点検していた従業員一人が酸欠で死亡	原発誘致窪川町長のリコール成立   政府	ロボトミー訴訟の判決は、去る五三年九月の札幌地裁に次いで二番目でいずれも原告、患者側の勝訴となつた	原発誘致窪川町長のリコール成立   政府	矢田事件逆転で有罪	全国出稼組合連合会が大阪市で第一七回全國出稼者西日本大会を開催
3 31	3 30	3 27	3 24	3 16	3 14	3 1
日本原電敦賀発電所の放射線管理のズサンな実態を鋭く指摘している社内文書が元北陸電力社員(故人)の遺族の手で明らかに元北陸電力社員(故人)の遺族の手で明らかに元北	わが国初の原発被ばく裁判、岩佐訴訟敗訴 大阪地裁は「原告の症状は作業による放射線皮フ炎とは認め難い」として岩佐氏の請求を全面棄却した	診療ミス訴訟棄却(京都地裁)   月一血小板減少性紫斑病で死亡した大学生の両親が病院と医師を相手取り損害賠償を求めた訴訟で地裁は請求を棄却した。 反戦自衛官(元三等空曹小西誠被告)に無罪判決	大阪市住吉区の会社員、転勤に悩み焼身自殺   二年ほど前から転勤問題に悩み、最近ノイローゼ気味だった	石綿、鉱石、穀物などを扱っている港湾労働者のガン発生率が一般の五倍 (港湾病研究会の調査)	石綿、鉱石、穀物などを扱っている港湾労働者のガン発生率が一般の五倍 (港湾病研究会の調査)	神戸港でリペリアの貨物船がコンテナを荷降ろし中、クレーンを支えている鋼鉄製の主柱が折れ甲板に落ちる

# 前線から

大阪 南

## 密接ヒュームによる マンガン中毒による結論の取扱い

全港湾建設支部 名村分会

までの状況からこれらを踏えて最終判断を行なうことを行なうことを既に表明しらによる不利と判断し、鑑別診断に応じてきている。日本で初めて

全港湾建設で「ペーキンソンである」とことを表明した。  
支部名村分会との鑑別診断を受けることがとりくんでと、及び、某造船所溶接工の日赤病院における鑑別診断が終了し、また近日中に着用の防ジンマスクへのマンガン付着量の確認という点である。組合側は、これ

れまでの経過では、あらゆる観点からマンガン中毒が裏付けられており勝利のための最後の詰めの闘いが準備されている。

中毒労災認定

出ることが予想され、局側

闘争は、大阪労基局段階における調査が

した目をもち、個々の疾病についても正しい知識を身につけて、実践に役立つ講座にしていくこうということでも主に労働組合の活動家を対象に行なっていくことになつた。

完了し、いよいよ結論を引き出す状況となつてゐる。

大阪

## 6月中旬から 「労災職業病争講座」開催

セミナー一回運営協議決定

四月二三日、安全センタは、以前から要望も出ておつた。

三月二六日、全港湾建設支部を中心に大阪労基局との交渉がもたれ、早期労災認定を要求したが、局側は最

終的な問題点として二点を提出してきた。

第一には、局の指定病院

一運営協議会において、六月より関西労働者安全センター主催で「労災職業病闘争講座」を開催することを決定した。このような講座

は、以前から要望も出ておりた。

り、第一回総会の議案書でも確認されて準備が進められていた。今回の講座は、職場の健康破壊に対して、しっかりと闘いの報告などもとり入

予定では、六月から十月まで月二回の間隔で計十回の講座を開催し、講師の話

れて学習していくことにしてくる。

(講座の詳細については  
安全センターまで)

と強化してほしいとの訴え  
が出された。このように具

かる作業が多く、去る七九年五月、北海道出張時より急激に痛みがひどくなつて

東京

# 職場・社会復帰問題で 労働省ヒヤ涉

・被災労働者全国協議会

四月八日、被災労働者全  
国協議会は、「被災者の社  
会復帰」について労働省と  
交渉をもつた。当日は、東

京、神奈川、愛知、大阪、兵庫から代表が参加し、労働省側は、労災補償課長以下七名が出席した。

交渉は、まず昨年九月一

## 日に労働大豆の約束した

被災労働者の社会復帰のた

めに努力する」ということ

の具体的な対策をせまつた

の事実を、この機会に改めて述べて置く。

愛知の花火元の元の  
岐陽二鼎り二のぶ、現正の

職場に帰りたいが現在の身体では軽作業しかできな

南大阪

## 被詐欺労働者の 問題

全金太母製作支那

いので、監督署に指導を要請にいったが、真剣にとりくんでくれない。職場復帰についての行政指効をもつ

の支給制限が行なわれてゐることに對して、この不公平の是正についても前向きに考へると回答した。

うものではないため現行の労災認定基準からは極めて多難が予測される。全金太平製作は、全金中央が七九年に実施した腰痛のアンケート調査でも七五%といふ

高率の自覚症状が確認されており、また、八〇年にも二名が労災認定されている

経過もある。

性の椎間板ヘルニアの労災認定は今後の問題としても極めて重要という観点からも支援していくことを決めています。

東大阪

# 五年にわたる訴訟ついに結審

## 植田マンガノ労災訴訟をめぐる会

四月一七日、植田マンガ

ン労災訴訟を支援する会は、

四月二四日、午後一時よ

り大阪地裁において事実上

の結審となる法廷が開かれ、

が、今年中に予想される判

決で完全勝利をかちとるべ

た。森川氏は準備したメモ

を必死で読み上げられたが、

のみで事実上結審となつた

た。

が、今年中に予想される判

決で完全勝利をかちとるべ

た。

徳田訴訟次回から証人調べ  
支援体制を強化へ

区) 労組がすすめている徳田氏のシアン液による眼負傷の損害賠償訴訟は、三月一二日の法廷で書面交換の段階が終り、来る五月一八日の第九回法廷より証人調べが始まり、原告徳田氏が証言する予定になつてゐる。この間の法廷において、会社は事故の事実こそ認めてはいるものの、「バルブが破裂したのは、徳田氏が誤つてバルブに手をかけ、体重がかかつたためで百分百人の過失である」とか、労災障害等級四級に認定されていることに対しても「そんなに重くないはずだ」な

これに対し組合側は、今後の訴訟を有利に展開するべく、支援体制の強化に力を入れている。

四月一六日、総評大阪地域合同労組キンダーハイム分会は、S保母のケイ腕・腰痛症についての労災申請を阿倍野監督署に行つた。

分会では、昨年七月の自

向けたとりくみが始つてい  
る。その最初として、四月  
二日には、労組、原告本人  
安全センター、京都大学の  
先生、代理人である中北弁  
護士などによる現場調査を行  
い、約一時間にわたりて  
綿密な調査が行われた。ま  
た五月一八日には、地域の  
労働者を中心として裁判に  
関する学習会も予定されア

当日応対した労災課長は、Sさんに對し、主治医の意見書が出ていたにも関わらず、労災指定の医療機関で診断してもららなければ補償はおりないと、第三者の鑑定を受ける気はないか等と非常に挑発的な姿勢であった。それに対し分会は、昨年六月にもキンダーハイムでケイ腕の労災被災者を出しており、Sさんは二人目であり、十人たらずの職場で二人も労災患者が出ているにも関わらず行政は何ら行政指導をしてこなかつた事実を追求し、交渉に監督關係も同席することを実現させた。

分会よりキンダーハイムにおける保母の労働実態、そしてSさんが発病までの経過を説明し、監督署に対して、一度現場調査にくることを約束させ十六日の交渉を終えた。

目であり、十人たらずの職場で二人も労災患者が出てゐるにも関わらず行政は何ら行政指導をしてこなかつた事実を追求し、交渉に監督関係も同席することを実現させた。

13

# 兵庫

## 浦中・西岡職業病訴訟 金面勝利の和解、成立

### 兵福弟砂子支部

一昨年秋以来、二年半以上にわたって争われてきた北二階の浦中さん、西岡さんの職業病裁判が四月六日和解成立し、浦中さん、西岡さん勝利のうちに終了しました。

まず第一には、一九七八年九月、十月の二回の出勤停止処分や欠勤扱い中の賃金については全額支払われます。

第二には、浦中、西岡さんは、四月十五日から職場復帰します。当面は、管理課清掃業務に入りますが、健康が日勤に耐えられるようになりしだい病棟に復帰します。

出勤停止処分や欠勤扱いについては、これが正当であれば賃金カットは当然でありますから、それが支払われるということは、実際上理事会が浦中、西岡さんに對する出勤停止処分や欠勤扱い

を不当と認めて撤回する事を意味します。また東灘診療所の診断書を認めず欠勤扱いとした分についても支払うという事は、東灘診療所の診断書を認めたことを意味します。さらに、一九七八年冬期以来の一時金、ベア差額等ももちろん全額支払われます。

第三には、一九七八年九月以来の診断書料については、これらは、何度も理事会総額四万余円のうち二万円が浦中、西岡さんに支払われます。このうち、公的病院の診断書料は四千余円ですから、大部分は東灘診療所の診断書料です。残り二万余円については、浦中、西岡さん側が譲つたわけであります。これは、何度も理事会側弁護士が撤回をしさし、それを皿海参事が、またくつがえすという経過をへてきたもので、しまいには理事会側弁護士もうんざりします。裁判所に對し理事会説得の時間を与えてくれと何度も頼む始末でした。理事会側弁護士でさえ、理事会の余りに不当なゴリ押しの姿勢に怒りをあらわにしたことは、浦中さん、西岡さ

を一回だけ提出します。も確認しました。あたりまえちろん、それ以後は、東灘の事ですが、被災者側が療診療所の診断書を提出して養りハビリテーションに努めています。

第三には、一九七八年以来

前回の和解交渉三月二七

日まで、理事会側はさまざまに悪あがきを行いました。例えば、出勤停止処分を正例化するための処分とともに西岡さんの闘いへの仕返しの禁止です。

第四に、一九七八年九月以来の診断書料は一切支払わない、などです。

第五に、理事会側に腰痛の余りに不当なゴリ押しの防止・治療体制整備の努力姿勢に怒りをあらわにしたことは、浦中さん、西岡さ

んに対する処分がいかに不当なものであつたか、また、かに理事会が不誠実であつて出すものでしよう。

# 病気の原因と治療



## オナ回 頸肩腕障害(中)

松浦診療所医師 新井孝和



### ケイワン発生

労働者が素晴らしいスピードで、まことに金銭登録機のキーをたたいているのは見慣れた光景です。

前回はケイワン——職業性 肩腕障害の症状について述べました。それでは、ケイワンの多発する職場においては、具体的にはどのような作業態様、作業条件がケイワン発症の要因になつてているのかを考えてみましょう。

どこの町にあるスーパーマーケット。レジで、たいていは若い女子

がうことなく金銭登録機のキーをたたいているのは見慣れた光景です。このレジ作業も実はケイワンの多発する職種なのです。レジ作業は基本的に登録機の前のせまいスペースに立ち続けて、少し上体をひねって手でとりあげ、値段を確認して別のバスケットの中の商品と一つづつ片手で打鍵してゆくという内容からなっています。左手で商品を一つづつ移動させながら(動的筋労作)、右手はレジの前に固定した状態で(静的筋労作)指は絶えまなく打鍵しているところもあるスーパーマーケット。レジで、たいていは若い女子の筋肉には強い負担がかかります。この様な局所的な筋肉や関節に対する負担に加え、客の混雑の度合に応じて作業の忙しさもムラが出る、忙しい時はちょっとした休憩もとるわけにはいかなくなること、客相手であることや、金銭を扱うことが強いる精神的緊張等が加わります。また売場の温度、照明、音等がたえまなく目や耳を刺激しています。以上のように、長時間同じ姿勢で主に腕や手を反復して使う動作と強いられるための筋肉や神経の疲労に加え、全身的な疲労、精神的緊張、感覚器の酷使等が重層的に重なつてケイワン発症の決定的下地を作り上げていることができる

のです。ですから容易に想像される  
ように、長時間同じような姿勢を強  
いられ、体の一部分だけ、主要には  
腕や手を極端に酷使する作業であれ  
ば、その種類を問わずケイワンは発  
生し得るのです。

ここ数十年ケイワンが発生し、そ  
れが重大な問題一労働者にとっても、  
また労働者を働かせる資本家にとって  
ても一になってきた時代は、また日本  
の産業構造が大きく変化した時代  
でもあります。生産規模の巨大化に  
伴い、とくにその巨大化のメリ  
ットを保証する裏づけとして、生産  
過程のあくなき機械化、細分化が進  
んでいます。いまや巨大な装置やコ  
ンピューター、あるいは永遠のごと  
く流れ続けるコンベアこそが生産の  
主人公であるかのようです。労働者  
は装置の一部であるかのように、コン  
ベアの流れにあわせるように、長  
時間同一姿勢で単純作業を反復して  
いる—これがごくありふれた労働者  
の作業様になつてきています。ま  
た一方、事務所の工場化といわれる

のです。ですから容易に想像される  
ように、長時間同じような姿勢を強  
いられ、体の一部分だけ、主要には  
腕や手を極端に酷使する作業であれ  
ば、その種類を問わずケイワンは発  
生し得るのです。

ここ数十年ケイワンが発生し、そ  
れが重大な問題一労働者にとっても、  
また労働者を働かせる資本家にとって  
ても一になってきた時代は、また日本  
の産業構造が大きく変化した時代  
でもあります。生産規模の巨大化に  
伴い、とくにその巨大化のメリ  
ットを保証する裏づけとして、生産  
過程のあくなき機械化、細分化が進  
んでいます。いまや巨大な装置やコ  
ンピューター、あるいは永遠のごと  
く流れ続けるコンベアこそが生産の  
主人公であるかのようです。労働者  
は装置の一部であるかのように、コン  
ベアの流れにあわせるように、長  
時間同一姿勢で単純作業を反復して  
いる—これがごくありふれた労働者  
の作業様になつてきています。ま  
た一方、事務所の工場化といわれる

ように、事務労働も合理化がおし進められ、個々の労働者の単純な労働が流れ作業のごとくみあわさって全体の仕事がなされるという風に変化してきました。このようにして、労働者の労働形態が、工場でも事務所でも、一言で言えば、単純な動作のくり返しに解体される大きな流れがある今日、ケイワンの多発は必然であったのであり、今後もより一層深刻な問題になつてゆくと考えておかねばなりません。

ろ資本一行政側のケイワンへの対応の基本的態度表明は、いわゆる「電気の多発に対する資本一行政の側の対応はどうでしょうか。そんな病気はこの地上には存在しないといふ対応、パンチ作業でだけ発生するが、それ以外では発生しないといふ対応は、いずれも一時しのぎにしかなりませんでした。現在のことからだと

## 行政資本の ケイワンへの 対応には

ケイワンを考え、職場からこの病気をなくそうとするとき、ケイワンは個人の問題であり、心の病気だというこの思想と常に闘う用意がなければなりません。露骨な形をとろうと、あるいはさりげない風を装つてであろうと、ケイワンの問題をうやむやにさせようとする者からは常にこの考えがもち出されてくるものだからです。

# 岩佐訴訟 明治電力原発に放射能もよばなひへ

—— 岩佐訴訟、原告原発に放射能もよばなひへ。——

三月三〇日、岩佐訴訟の判決が下された。大阪地裁石田裁判長が「原告の請求を棄却する」と言いわたし、原発内被ばく労災隠しを貫ぬこうとする政府と電力資本を援助したのだつた。判決文は、「放射線管理上の不行き届きが見られるもの、被ばくの具体的危険性は、作業環境の面からうかがえず、原告の症状からみてもこれを放射線皮フ炎とはただちに認め難い」というもので、作業環境に關する全ての資料を原電が握つてゐるという困難な鬱々に對する言

わば攻撃的な内容を持つたものである。

まず、原告の症状は皮フ炎として表われ、主治医である田代医師は考えられる他の原因について綿密に検査したのち「放射線皮フ炎、二次性リンパ浮シュ」と診断し、それを元に本訴訟があつたわけだが、判決はこの診断を直接否定することはせず、また原電側の御用医者土屋によるデータラメ鑑定を否定した。ところが阪大病院の田代医師の診察を受けたのが、最初の近所の医者での診察から

約二年半後であることをとらえて、その間医院へ行かなかつたのは「不可解である」とし、又、近所の医者のカルテ記載が「右ひざ」を右ひじ」と書き違えているのを「書き違えにくい」とし、それらをもつて「ただちに認めがたい」とした。そして、作業環境については、弁護団が法廷で暴露した原電の資料ネット造の実態について否定し、「棄却」という判決を導き出したのであつた。

## 不當判決に、地裁を包围する抗議デモ

当田は十時の判決を自ら田で確かめようと九時すぎから人々が集まり始め、開廷間際には七一一号法廷前

の廊下は三百名近くで埋めつくされた。法廷は十時過ぎに始まり、石田裁判長が主文を読み上げると、傍聴

席から人々に「こんなん無茶苦茶や」という声が上る中で終了したのである。三十秒程の出来事だつた。そし

て、当初から傍聴しつづけ支援してきた婦人民主クラブの関さんの「無念」の旗を先頭に地裁を包囲するデモが始まつた。「裁判所糾弾!」「ギマン的判決粉碎!」シユブレビコールをあげながらデモ隊はそのまま弁護士会館に入り糾弾集会に移つたのである。

糾弾集会では、支援する会よりの判決の報告があり、仲田弁護団長より「残念だ。何らかの政治的圧力が働いたとしか考えられない」と政治的判決に対する抗議の意が述べられた。そして、この判決を前に全国で署名等支援活動を進めてきた各地

## ——支援体制の強化を！——

十五日には、この間関西で集会等の勢力的な支援活動を行つてきた三一九実行委の会議が行なわれ、高裁での闘いに向けて「岩佐訴訟支援連絡会議(仮称)」を結成することが決

の団体からのアピールが続く。埼玉、支援する会の協議の結果、控訴を正式に決め、四月十日に手続きをとつた。通常ならタイプ打ちの段階に入っている三月三日に裁判官の最終合議が行なわれ、二〇日の判決が三〇日に延期されるという動きは、政治抜く、生涯をかけて闘う」と意志を重ねて表明し、更に弁護団の決意表明がなされた。集会は、関さんの「こんなにくやしいことはない、一步づつ歩み続ける」との言葉でしめくくり、「团结がんばろう」を三唱して終えた。

この判決を受けて原告、弁護団、定され、支援する会と共に行動面での支援を更に拡大していくことが確認された。昨春東京で結成される岩佐実行委と共に関東、関西で支援を拡大し、全国で発展する反原発の団体からのアピールが続く。埼玉、支援する会の協議の結果、控訴を正式に決め、四月十日に手続きをとつた。通常ならタイプ打ちの段階に入っている三月三日に裁判官の最終合議が行なわれ、二〇日の判決が三〇日に延期されるという動きは、政治的色彩を極めて強く現わしており、高裁での闘いは法廷外の支援の力を何重にも大きくしていかねばならないと言えよう。そのために、判決に対する批判の学習、研究、宣伝はもちろのこと、増え続けられる被ばく労働者の救援のための行動を様々な手段を通して作つてゆかねばならない。

# 岩佐訴訟がつづけたもの

西日本労働者安全センター常任事務局

桑原泰

## 原発推進側の 弱い環 労働被ばく問題

三月三〇日、大阪地裁では「無念」の旗を先頭に三〇〇名の怒りのデモがくり返された。一九七四年四月に裁判提訴した時には、本人、弁護士、支援者を含めて十名足らずであった。それがこの七年間の闘いの中で、急速に支援の輪が拡がり、判決前にとりくんだ日本原電に対する抗議署名が、個人で三万以上、団体（主に労働組合）で三〇〇〇団体以上が集

まつていい。これだけをとつてみても、岩佐訴訟の意義は大変大きなものであることがわかる。

たつた一人の未組織労働者が起した裁判がこれだけの大きな反響を呼びおこした原因は、やはりこの裁判が「日本で初めて、原発内労働による放射線被ばくの事実を争う裁判」であったからであり、その背景には、政府、独占資本による無謀な原発推進と、それに対決する反原発闘争が急速に拡つてきたからである。

原発推進側にとって労働被ばく問題は最も弱い点であつたからこそ、政府、電力会社一体となつて、たつた一人の未組織労働者に立ち向い、今回の判決のように司法権力も動員

してまでも被ばくの事実を否定しようと/or>したのである。逆に労働者にとっては原発問題については詳しく知らないでも「労働者の生命と健康」という何ものにもかえがたい普遍的な要素含んでいたからこそ、署名運動でも短期間のうちに急速に拡がり、大きな反響を呼びおこしたのだと確信する。その影響は、判決当日、新聞が夕刊のトップ記事として岩佐裁判の判決をとり扱つていかざるを得ない現実をひき出したのである。

しかし、今回の敗訴判決もさることながら、労働被ばくの問題は現在非常に深刻な問題となつてゐる。現在、被ばく管理手帳を交付されている労働者は十万人を突破していると言われている。この十万人の人々が何らかの放射線の影響をうけているにも関わらず、被ばく者として表面に出ているのは岩佐さんただ一人であるという現実である。

労災職業病闘争を闘う私達にとってもこの現実は決して見過すことはできない問題であり、岩佐さんの闘

いが私達に何をつまつけているのか  
を考えてみたい。

## 原発労働者の仕事は

### 「放射線をあびること」

原発という昔は、科学技術の粹を集めた未来工場というイメージがあり、中で働く労働者としてもエリート意識があつた。しかし、相次ぐ事故でそのイメージはボロボロにくずれさり、現在では、福島一号炉や敦賀原発は廃炉にしなければならぬという声も高まつてゐる。

そのような原発の中で労働者はどういった作業をしているのだろうか。アメリカのスリーマイル原発の事故の前後に出版された様々な本、写真集(注)にその実態は詳しく紹介されているので、ここでは一つの例を出すにとどめる。

(注)――「原発」(樋口健二写

真集￥三千円)「原発ジプシ一」(堀江邦夫著￥千五百円)

著￥千四百円)

をして、さながら宇宙服のような姿でその部屋にとびこみ、ボルトをしめる。そこで許容線量をこえると次と交替して、また一回転しめる。五回転しめる必要がある時は五人の労働者が必要となる。ここでは労働者の仕事はボルトをしめることではなく、「放射線をあびること」である。

一日五分の仕事で一日分の賃金がえられるのは、その仕事が非常に高い価値をもつていて、放電線をあびることに対する代償なのである。

オートメーション工場で働く労働者は、機械の一部品として酷使されるが、原発内では労働者は部品にも

# フォトドキュメント 原発 樋口健二 写真集

170頁 本文26頁

写真144頁カラー6

1. 原発被曝者
2. 原発下請労働者
3. 反原発のたたかい
4. 崩されゆく風土

#### 〔寄稿〕

野間宏、久米三四郎、高木仁三郎、丸木俊、森滝市郎、佐々木基一

樋口健二氏が七年にわたって撮影した、日本の原子力発電所をめぐる衝撃のドキュメント

定価3000円

(本誌表紙写真も樋口氏の手によるもの)

安全センターで販売中

ハーフフレット

## 岩佐訴訟

わかりやすく解説

B5版26P 200円

ならない。ただ単に放射線をあび、生命をけずることによつて賃金をうるのである。このような「労働」が果して今まであつただろか? しかしも、これが現代科学技術の粋を集めただらわれる原発内での仕事である。

## 合理化・機械化の行きつく先…見本は原発内労働

利潤追求のための機械化、合理化は労働者の健康破壊をもたらした。

労災職業病闘争はそれを告発するところから出発してきた。原発内労働は資本のめざす合理化、機械化のゆきつく先では労働者はどのように扱われるかの見本である。

逆に資本からしたら、原発内労働

を手本にして労働者の管理強化の様々な施策を考えてくるだろ。現在の構造不況の中で石油以外のエネルギー確保は資本にとっては死活の問題であり、その中心に原子力開発が

えられており、原子力を中心に産業構造の再編が進められていることをみれば当然のことであろう。現実に、八〇年私達が反対闘争を展開した労災保険と民事損害賠償の「調整」問題にしても、民法の一つである原子力損害賠償法では七九年に先取りされ、改正がなされている。また、職業病の認定基準を決める労基則三五号の改悪(一九七七年)でも放射線被ばくの認定基準の改悪(基発八一〇号通達一九七六年)の中にその考え方先取りされている。

このように考えると、私達が資本の合理化、機械化に対する闘いを今後も進めていく以上、原発内労働をきつちりととらえ返して、労働被ばくの問題を一つの課題としてとりあげていくことは重要なことであると

示している。労災職業病闘争を闘う私達が、労職闘争をより現場の労働者に拡めていくためにも、労働被ばく問題に关心を寄せる労働者の層は重要な基盤となる可能性をもつてゐるだろう。

## 労職斗争の経験を生むぞ!

一方、公開ヒアリング阻止闘争にみられるように反原発闘争はかつてなく高揚し、様々な立場から、様々なかつちりととらえ返して、労働被ばくの問題を一つの課題としてとりあげていくことは重要なことである。

被ばく労働者が、表面に出て闘う

と多くの労働者が関心を寄せてゐる。そして、それらの人々は、反原発という視点ばかりではなく、同じ労働者として「労働者の生命と健康」という観点からも関心を寄せていることも確かである。その意味で労働

被ばくの問題は反原発闘争と労災職業病闘争の接点としてもあることを

示している。労災職業病闘争を闘う私達が、労職闘争をより現場の労働者に拡めていくためにも、労働被ばく問題に关心を寄せる労働者の層は重要な基盤となる可能性をもつてゐるだろう。

ない原因には次のことがあげられる。

第一に、放射線被ばくと身体異常との因果関係の立証が非常に困難だということである。放射線被ばくの場合、岩佐さんのように「放射線皮フ炎」という医師の診断書があつても否定されてしまう状況である。まして全身被ばくによる身体異常は全く放射線との特異性がなく、医学的な判断もつかない。逆に被ばく現場での資料等は全て電力会社の手中にあり、立証のしようがないのが現実です。第二に、大量の放射線被ばくを受けるのが雇用関係の不安定な下請労働者だということである。その下請構造は建設業と同じで、末端にいくほど上には逆えない未組織労働者ばかりである。第三に、それに加えて電力会社の労働者管理は徹底しており、被ばく事故隠しはすさまじいからである。そして岩佐さんのように闘いに立ち上ると、政府、独占資本、司法権力一体となつてつぶしかかるという状況がある。

止の闘いも始められている。その基

本は、①被ばく線量の引き下げ、②自分たちによる独自の被ばく管理、③みなし認定期の導入（因果関係の立証が困難があるので、何らかの身体異常がおきた場合は放射线下作業を行）においては補償を行う）における、これらの労働組合の闘いを支える医師、研究者等が必要とされている。

ケイワンは精神病だといわれ、Co中毒は組合病といわれながらも闘いによって職業病として社会的に認めさせてきたのが労災職業病闘争の歴史である。たとえ現状が困難であつても、労災職業病闘争の経験を被ばく労働者の救済、被ばく防止の闘いに生かしていくことは必要なことではないかと思う。

関西労働者安全センターとしては、今後、岩佐訴訟の支援闘争を中心に被ばく労働者の救済、被ばく防止の闘いに積極的に関わっていく決意である。

## 労働被ばく との闘いを!

四月一八日に発表された敦賀発電所での廃液もれ、作業労働者の被ばく問題にみられるように、今後ますます原発での事故はおこるであろうし、原発の老朽化にともない労働者の被ばくは増加するだろう。岩佐裁判においても、被告が主張した「徹底した管理をしているから放射線もれは考えられない」ということが全くのウソであり、岩佐さんの被ばくの事実は、先のような事故によって増え確信をもつて裏付けられていくだろう。

昭和50年  
10月29日

第三種郵便物認可

「関西労災職業病」

4月号（通巻第84号）

昭和56年4月20日発行

（毎月一回  
20日発行）

■表紙写真  
3・30岩佐訴訟判決後  
無念の旗を先頭に抗議デモ  
(写真提供 横口健二氏)

## 早く・安く

ちらし・ステッカー・機関紙誌・パンフレット・雑誌・出版など、何でもお気軽にご相談下さい。係員が参上致します。

**(株)千里印刷 06-351-1127**

大阪市北区天満橋3-5-28